

公布された条例のあらまし

◇奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

1 附属機関の設置

なら歴史芸術文化村指定管理者選定審査会を設置し、なら歴史芸術文化村の指定管理者の指定に関する重要事項についての審査及び建議に関する事務を担当させることとした。

2 附属機関の廃止

次の附属機関を廃止することとした。

- (1) 奈良県高齢者生きがいワーク創設支援事業補助金審査委員会
- (2) 奈良県医師配置評価委員会
- (3) 奈良県神経難病医療連絡協議会
- (4) 高付加価値獲得支援補助金事業評価委員会
- (5) いこいの村大和高原事業者選定委員会

3 奈良県国際芸術家村構想等検討委員会の変更

知事の附属機関である奈良県国際芸術家村構想等検討委員会の名称を「なら歴史芸術文化村構想等検討委員会」に、担任する事項を奈良県国際芸術家村構想等に関する重要事項についての調査審議に関する事務からなら歴史芸術文化村構想等に関する重要事項についての調査審議に関する事務に変更することとした。

4 奈良県国際芸術家村構想宿泊事業者選定委員会の名称等の変更

知事の附属機関である奈良県国際芸術家村構想宿泊事業者選定委員会の名称を「なら歴史芸術文化村構想宿泊事業者選定委員会」に、担任する事項を奈良県国際芸術家村構想における宿泊事業者の選定に関する重要事項についての審査に関する事務からなら歴史芸術文化村構想における宿泊事業者の選定に関する重要事項についての審査に関する事務に変更することとした。

5 施行期日

平成三十一年四月一日から施行することとした。

◇奈良県職員定数条例等の一部を改正する条例

1 奈良県職員定数条例の一部改正関係

職員の定数について、次のとおり改めることとした。

知事の事務部局の職員

三、二八一人 ↓ 三、三二一人

県営水道の事務部局の職員

八一人 ↓ 八三人

教育委員会の事務部局の職員

二一七人 ↓ 一七五人

2 県費負担教職員定数条例の一部改正関係

職員の定数について、次のとおり改めることとした。

県費負担教職員

七、二四七人 ↓ 七、二三〇人

3 奈良県立高等学校等職員定数条例の一部改正関係

職員の定数について、次のとおり改めることとした。

中学校及び高等学校

一、九九一人 ↓ 一、九七七人

特別支援学校

一、〇八六人 ↓ 一、〇六一人

4 施行期日

平成三十一年四月一日から施行することとした。

◇職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

1 正規の勤務時間以外の時間における勤務

条例に定めるもののほか、正規の勤務時間以外の時間における勤務に關し必

要な事項は、人事委員会規則で定めることとした。

2 施行期日

平成三十一年四月一日から施行することとした。

◇知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 特例措置の実施期間

特例措置の実施期間を次のとおり改定することとした。

平成十五年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで ↓ 平成十五年四

月一日から平成三十二年三月三十一日まで

2 施行期日

平成三十一年四月一日から施行することとした。

◇奈良県手数料条例等の一部を改正する条例

1 使用料及び手数料の額の改定等

次の使用料及び手数料の額の改定等を行うこととした。

(1) 奈良県手数料条例の一部改正関係

ア 特定所有者不明土地の収用又は使用の裁定申請手数料の新設

イ 特定所有者不明土地の地域福利増進事業の裁定申請手数料の新設

ウ 建築物の建蔽率の特例許可申請手数料の新設

エ 一の既存不適格建築物の用途変更を含む工事を二以上の工事に分けて行う場合の全体計画認定・変更申請手数料の新設

オ 建築物の用途を変更して一時的に他の用途として使用する建築物の特例許可申請手数料の新設

カ 建築物の用途を変更して一年を超えて使用する特別の必要がある建築物の特例許可申請手数料の新設

キ 介護支援専門員実務研修受講試験受験手数料の改定

ク 牛異常産四種混合予防注射手数料の新設

(2) 奈良県行政財産使用料条例の一部改正関係
普通教室等の使用料の改定

(3) 奈良県文化会館条例の一部改正関係
奈良県文化会館及び奈良県橿原文化会館におけるホール、会議室等の使用料の改定

(4) 奈良県立万葉文化館条例の一部改正関係

奈良県立万葉文化館における企画展示室等の使用料の改定

(5) 奈良県立図書情報館条例の一部改正関係

奈良県立図書情報館における交流ホール等の使用料の改定

(6) 奈良県外国人観光客交流館条例の一部改正関係

奈良県外国人観光客交流館における宿泊室の使用料の改定

(7) 奈良県保健所使用料、手数料及び治療料条例の一部改正関係
保健所における簡易専用水道施設検査料等の改定

-
- (8) 奈良県保健研究センター及び奈良県景観・環境総合センター手数料条例の一部改正関係
- 奈良県保健研究センターにおける食品検査に係る成分検査の定性分析手数料等の改定
- (9) 奈良県社会福祉総合センター条例の一部改正関係
- 奈良県社会福祉総合センターにおける大ホール等の使用料の改定
- (10) 奈良県障害者総合支援センター条例の一部改正関係
- 奈良県障害者総合支援センターにおける文書手数料の改定
- (11) 奈良県精神保健福祉センター条例の一部改正関係
- 奈良県精神保健福祉センターにおける文書手数料の改定
- (12) 奈良県薬事研究センター条例の一部改正関係
- 奈良県薬事研究センターにおける試験手数料等の改定
- (13) 橿原公苑使用条例の一部改正関係
- 橿原公苑の公苑本館における大会議室等の使用料の改定
- (14) 奈良県立公園条例の一部改正関係
- 奈良県立公園における映画撮影等に係る使用料の改定
- (15) 奈良県中小企業会館条例の一部改正関係
- 奈良県中小企業会館における創業支援室の使用料の改定
- (16) 奈良県産業振興総合センター手数料条例の一部改正関係
- 奈良県産業振興総合センターにおける試験手数料等の改定
- (17) 奈良県労働会館条例の一部改正関係
- 奈良県労働会館における会議室の使用料の改定
- (18) 奈良県産業会館条例の一部改正関係
- 奈良県産業会館における会議室等の使用料の改定
- (19) 奈良県農業研究開発センター分析手数料条例の一部改正関係
- 奈良県農業研究開発センターにおける分析手数料の改定等
- (20) 奈良県畜産技術センター及び奈良県家畜保健衛生所手数料条例の一部改正関係
- 奈良県畜産技術センター及び奈良県家畜保健衛生所における施術料等の改定等
-

- (21) なら食と農の魅力創造国際大学校条例の一部改正関係
実践オーベルジュ棟における宿泊室等に係る使用料の改定
- (22) 奈良県森林技術センター手数料条例の一部改正関係
奈良県森林技術センターにおける試験手数料等の改定
- (23) 奈良県ヘリポート条例の一部改正関係
ヘリコプターの着陸料の改定
- (24) 奈良県流水占用料等に関する条例の一部改正関係
流水占用料等の改定
- (25) 第二浄化センタースポーツ広場条例の一部改正関係
第二浄化センタースポーツ広場における運動場等の使用料の改定
- (26) 奈良県立都市公園条例の一部改正関係
奈良県立都市公園における公園施設等の使用料の改定
- (27) 奈良春日野国際フォーラム条例の一部改正関係
奈良春日野国際フォーラムの能楽ホール等の使用料の改定
- (28) 奈良県社会教育センター条例の一部改正関係
奈良県社会教育センターにおける実習室等の使用料の改定
- 2 施行期日等
- (1) 平成三十一年十月一日から施行することとした。ただし、次に掲げるものは、それぞれの日から施行することとした。
- (2) の一部 公布の日
- 1の(1)のキ及びク 平成三十一年四月一日
- 1の(1)のア及びイ 平成三十一年六月一日
- 1の(1)のウからカまで 規則で定める日
- (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

1 条例の規定についての検討時期

平成三十五年度を目途として、再度、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするものとした。

2 施行期日

平成三十一年四月一日から施行することとした。

◇奈良県専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例及び奈良県水道用水供給事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

1 奈良県専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正

水道技術管理者の資格に、学校教育法による専門職大学の前期課程において土木科又はこれに相当する課程を修了した後、五年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者及び同法による専門職大学の前期課程において土木工学以外の工学等に関する学科目を修了した後、六年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者を加えることとした。

2 奈良県水道用水供給事業の設置等に関する条例の一部改正

(1) 布設工事監督者の資格

布設工事監督者の資格に、学校教育法による専門職大学の前期課程において土木科又はこれに相当する課程を修了した後、五年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者を加えることとした。

(2) 水道技術管理者の資格

水道技術管理者の資格に、学校教育法による専門職大学の前期課程において土木科又はこれに相当する課程を修了した後、五年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者及び同法による専門職大学の前期課程において土木工学以外の工学等に関する学科目を修了した後、六年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者を加えることとした。

3 施行期日

平成三十一年四月一日から施行することとした。

◇奈良県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 介護医療院が検体検査の業務を委託する場合の基準

介護医療院が検体検査の業務を委託する場合に委託先が満たすべき基準は、次に掲げる基準とすることとした。

ア 病院、診療所又は臨床検査技師等に関する法律第二十条の三第一項の規

定に基づき厚生労働大臣が定める施設に定める施設に委託する場合については、医療法施行規則に規定する基準

イ 衛生検査所に委託する場合にあっては、臨床検査技師等に関する法律施行規則等に規定する基準

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 母子生活支援施設の母子支援員の資格

母子支援員の資格に、都道府県知事の指定する専門職大学の前期課程を修了した者を加えることとした。

2 児童厚生施設の児童の遊びを指導する者の資格

児童の遊びを指導する者の資格に、都道府県知事の指定する専門職大学の前期課程を修了した者及び社会福祉学を専修する学科等を修めて専門職大学の前期課程を修了した者であつて、児童厚生施設の設置者が適当と認めたものを加えることとした。

3 児童養護施設の児童指導員の資格

児童指導員の資格に、都道府県知事の指定する専門職大学の前期課程を修了した者及び教育職員免許法に規定する幼稚園の教諭の免許状を有する者であつて、知事が適当と認めたものを加えることとした。

4 児童自立支援施設の児童自立支援専門員の資格

児童自立支援専門員の資格に、都道府県知事の指定する専門職大学の前期課程を修了した者を加えることとした。

5 その他所要の規定の整備を行うこととした。

6 施行期日

平成三十一年四月一日から施行することとした。

◇奈良県中央卸売市場条例の一部を改正する条例

1 規定の整備

消費税法及び地方税法の改正に伴い、次に掲げる規定の整備を行うこととし

た。

(1) 卸売業者が知事に報告しなければならない卸売価格及び卸売金額

せり売若しくは入札又は相対取引に係る金額にその金額の百分の八に相当する額を加えた価格及び額

↓せり売若しくは入札又は相対取引に係る金額にその金額の百分の十に相当する額を加えた価格及び額

(2) 売買仕切書に記載する事項

単価に数量を乗じた額の合計額の百分の八に相当する金額
↓単価に数量を乗じた額の合計額の百分の十に相当する金額

(3) 仲卸業者及び売買参加者が卸売業者に支払わなければならない買受代金

買い受けた額にその額の百分の八に相当する額を加えた額
↓買い受けた額にその額の百分の十に相当する額を加えた額

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日等

(1) 施行期日は、規則で定めることとした。

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県コンベンションセンター条例の一部を改正する条例

1 コンベンションセンターの使用料

(1) 使用の承認を受けた者は、次に掲げる額の使用料を前納しなければならないこととした。ただし、規則で定める場合には、後納することができることとした。

ア 施設及びその使用料

使用区分	午前 (午前九時から正午まで)	午後 (午後一時から午後五時まで)	午前・午後 (午前九時から午後五時まで)	夜間 (午後六時から午後九時三十分まで)	午後・夜間 (午後一時から午後九時三十分まで)	全日 (午前九時から午後九時三十分まで)

C		B					A					施設区分								
その	日	ル	ン	ショ	ベン	コン	他	その	日	ル	ン		ショ	ベン	コン					
	び	ホ	日	土	日、	日		その	び	ホ	日	土	日、	日						
	休	ル	曜	曜	曜				休	ル	曜	曜	曜							
一〇四、				一〇〇円	一二五、		五〇円	八六、八					二〇〇円	一〇四、						
一三九、				八〇〇円	一六六、		八〇〇円	一一五、					〇〇〇円	一三九、						
二四三、				九〇〇円	二九一、		六五〇円	二〇二、					二〇〇円	二四三、						
一三九、				八〇〇円	一六六、		八〇〇円	一一五、					〇〇〇円	一三九、						
二七八、				六〇〇円	三三三、		六〇〇円	二三一、					〇〇〇円	二七八、						
三四七、				〇〇〇円	四一七、		五〇〇円	二八九、					四〇〇円	三四七、						

		○三 室一 会議					○二 室一 会議					○一 室一 会議					
その	日 び休 日及 土曜 日、 日曜	他	その	日 び休 日及 土曜 日、 日曜	他	その	日 び休 日及 土曜 日、 日曜	他	その	日 び休 日及 土曜 日、 日曜	他	その	日 び休 日及 土曜 日、 日曜	他			
四、九五		○円	四、九五		○円	四、九五		○円	四、九五		○円	四、九五		○円	五、九四	二五〇円	
六、六〇		○円	六、六〇		○円	六、六〇		○円	六、六〇		○円	六、六〇		○円	七、九二	〇〇〇円	
一一、五		六〇円	一一、五		六〇円	一一、五		六〇円	一一、五		六〇円	一一、五		六〇円	一三、八	二五〇円	
六、六〇		○円	六、六〇		○円	六、六〇		○円	六、六〇		○円	六、六〇		○円	七、九二	〇〇〇円	
一三、二		四〇円	一三、二		四〇円	一三、二		四〇円	一三、二		四〇円	一三、二		四〇円	一五、八	〇〇〇円	
一六、五		〇〇円	一六、五		〇〇円	一六、五		〇〇円	一六、五		〇〇円	一六、五		〇〇円	一九、八	五〇〇円	

		○六 室一 会議					○五 室一 会議					○四 室一 会議					
その	日 び休 日及 土曜 日、 日曜	他	その	日 び休 日及 土曜 日、 日曜	他	その	日 び休 日及 土曜 日、 日曜	他	その	日 び休 日及 土曜 日、 日曜	他	その	日 び休 日及 土曜 日、 日曜	他			
四、九五		○円	四、九五		○円	四、九五		○円	四、九五		○円	四、九五		○円			
六、六〇		○円	六、六〇		○円	六、六〇		○円	六、六〇		○円	六、六〇		○円			
一一、五		六〇円	一一、五		六〇円	一一、五		六〇円	一一、五		六〇円	一一、五		五〇円			
六、六〇		○円	六、六〇		○円	六、六〇		○円	六、六〇		○円	六、六〇		○円			
一三、二		四〇円	一三、二		四〇円	一三、二		四〇円	一三、二		四〇円	一三、二		○〇円			
一六、五		○〇円	一六、五		○〇円	一六、五		○〇円	一六、五		○〇円	一六、五		○〇円			

○ 室二 会議		○ 八 室一 会議					○ 七 室一 会議						
その	日 び 休 日 及 土 曜 日、 日 曜	他	その	日 び 休 日 及 土 曜 日、 日 曜	他	その	日 び 休 日 及 土 曜 日、 日 曜	他	その	日 び 休 日 及 土 曜 日、 日 曜	他		
二四、七		○円	四、九五		○円	四、九五		○円	四、九五		○円	五、九四	○円
三三、〇		○円	六、六〇		○円	六、六〇		○円	六、六〇		○円	七、九二	○円
五七、七		五〇円	一一、五		六〇円	一一、五		五〇円	一一、五		六〇円	一三、八	五〇円
三三、〇		○円	六、六〇		○円	六、六〇		○円	六、六〇		○円	七、九二	○円
六六、〇		○円	一三、二		四〇円	一三、二		○円	一三、二		四〇円	一五、八	○円
八二、五		○円	一六、五		○円	一六、五		○円	一六、五		○円	一九、八	○円

		○ 室 会 四 二 議					○ 室 会 三 二 議					○ 室 会 二 二 議					
その	日 び 日 土 日 日 休 及 曜 曜 曜	他	その	日 び 日 土 日 日 休 及 曜 曜 曜	他	その	日 び 日 土 日 日 休 及 曜 曜 曜	他	その	日 び 日 土 日 日 休 及 曜 曜 曜	他	その	日 び 日 土 日 日 休 及 曜 曜 曜	他			
四九、五		〇〇円	四九、五		〇〇円			五〇円	二四、七		〇〇円			五〇円			
六六、〇		〇〇円	六六、〇		〇〇円			〇〇円	三三、〇		〇〇円			〇〇円			
一一五		六〇〇円	一一五、		五〇〇円			五〇円	五七、七		〇〇円			五〇円			
六六、		二〇〇円	六六、		〇〇円			〇〇円	三三、〇		〇〇円			〇〇円			
一三二		四〇〇円	一三八、		〇〇円			〇〇円	六六、〇		〇〇円			〇〇円			
一六五		〇〇〇円	一九八、		〇〇〇円			〇〇円	八二、五		〇〇円			〇〇円			

		A 控室					○六 室二 会議					○五 室二 会議					
その	日 び 日 土 日、 日 曜 休 及 曜	他	その	日 び 日 土 日、 日 曜 休 及 曜	他	その	日 び 日 土 日、 日 曜 休 及 曜	他	その	日 び 日 土 日、 日 曜 休 及 曜	他	その	日 び 日 土 日、 日 曜 休 及 曜	他			
七、三〇				○円 八、七六	五〇円 二四、七					○〇円 二九、七	五〇円 二四、七			○〇円 二九、七	○〇円		
九、七〇				四〇円 一一、六	○〇円 三三、〇					○〇円 三九、六	○〇円 三三、〇			○〇円 三九、六	○〇円		
一七、〇				○〇円 二〇、四	五〇円 五七、七					○〇円 六九、三	五〇円 五七、七			○〇円 六九、三	五〇〇円		
九、七〇				四〇円 一一、六	○〇円 三三、〇					○〇円 三九、六	○〇円 三三、〇			○〇円 三九、六	○〇〇円		
一九、四				八〇円 二三、二	○〇円 六六、〇					○〇円 七九、二	○〇円 六六、〇			○〇円 七九、二	○〇〇円		
二四、				四〇円 二九、〇	○〇円 八二、五					○〇円 九九、〇	○〇円 八二、五			○〇円 九九、〇	○〇〇円		

D 控室		C 控室		B 控室		
その	日 び 日 土 日、 日 曜 休 及 曜	他 その	日 び 日 土 日、 日 曜 休 及 曜	他 その	日 び 日 土 日、 日 曜 休 及 曜	他
二、六〇	〇円 三、一二	〇円 二、六〇	〇円 三、一二	〇円 四、〇〇	〇円 四、八〇	〇円
三、五〇	〇円 四、二〇	〇円 三、五〇	〇円 四、二〇	〇円 五、三〇	〇円 六、三六	〇円
六、一〇	〇円 七、三二	〇円 六、一〇	〇円 七、三二	〇円 九、三〇	六〇円 一一、一	〇〇円
三、五〇	〇円 四、二〇	〇円 三、五〇	〇円 四、二〇	〇円 五、三〇	〇円 六、三六	〇円
七、〇〇	〇円 八、四〇	〇円 七、〇〇	〇円 八、四〇	〇〇円 一〇、六	二〇円 一二、七	〇〇円
八、八〇	六〇円 一〇、五	〇円 八、八〇	六〇円 一〇、五	〇〇円 一三、二	四〇円 一五、八	二〇〇円

G 控室		F 控室		E 控室		
その	日 び 日 土 日、 日 曜 休 及 曜	他 その	日 び 日 土 日、 日 曜 休 及 曜	他 その	日 び 日 土 日、 日 曜 休 及 曜	他
四、〇〇	〇円 四、八〇	〇円 五、〇〇	〇円 六、〇〇	〇円 二、六〇	〇円 三、一二	〇円
五、三〇	〇円 六、三六	〇円 六、六〇	〇円 七、九二	〇円 三、五〇	〇円 四、二〇	〇円
九、三〇	六〇円 一一、一	〇〇円 一一、六	二〇円 一三、九	〇円 六、一〇	〇円 七、三二	〇円
五、三〇	〇円 六、三六	〇円 六、六〇	〇円 七、九二	〇円 三、五〇	〇円 四、二〇	〇円
一〇、六	二〇円 一二、七	〇〇円 一三、二	四〇円 一五、八	〇円 七、〇〇	〇円 八、四〇	〇円
一三、二	四〇円 一五、八	〇〇円 一六、五	〇〇円 一九、八	〇円 八、八〇	六〇円 一〇、五	〇円

J 控室		I 控室		H 控室		
その	日 び 日 土 日、 日 曜 休 及 曜	他 その	日 び 日 土 日、 日 曜 休 及 曜	他 その	日 び 日 土 日、 日 曜 休 及 曜	他
四、〇〇	〇円 四、八〇	〇円 四、〇〇	〇円 四、八〇	〇円 五、〇〇	〇円 六、〇〇	〇円
五、三〇	〇円 六、三六	〇円 五、三〇	〇円 六、三六	〇円 六、六〇	〇円 七、九二	〇円
九、三〇	六〇円 一一、一	〇円 九、三〇	六〇円 一一、一	〇〇円 一一、六	二〇円 一三、九	〇円
五、三〇	〇円 六、三六	〇円 五、三〇	〇円 六、三六	〇円 六、六〇	〇円 七、九二	〇円
一〇、六	二〇円 一二、七	〇〇円 一〇、六	二〇円 一二、七	〇〇円 一三、二	四〇円 一五、八	〇〇円
一三、二	四〇円 一五、八	〇〇円 一三、二	四〇円 一五、八	〇〇円 一六、五	〇〇円 一九、八	〇〇円

		M 控室					L 控室					K 控室					
その	日 び 日 土 日、 日 休 及 曜 曜	他	その	日 び 日 土 日、 日 休 及 曜 曜	他	その	日 び 日 土 日、 日 休 及 曜 曜	他	その	日 び 日 土 日、 日 休 及 曜 曜	他	その	日 び 日 土 日、 日 休 及 曜 曜	他			
二、六〇		〇円	二、六〇		〇円	三、一二		〇円	六、九〇		〇円	八、二八		〇円			
三、五〇		〇円	三、五〇		〇円	四、二〇		〇円	九、二〇		〇円	一一、〇		〇円			
六、一〇		〇円	六、一〇		〇円	七、三二		〇〇円	一六、一		〇〇円	一九、三		〇円			
三、五〇		〇円	三、五〇		〇円	四、二〇		〇円	九、二〇		〇円	一一、〇		〇円			
七、〇〇		〇円	七、〇〇		〇円	八、四〇		〇〇円	一八、四		〇〇円	二二、〇		〇〇円			
八、八〇		六〇円	八、八〇		〇円	一〇、五		〇〇円	二三、一		〇〇円	二七、七		〇〇円			

1 控室		ル ホー 天平					N 控室					
その	日 び 日 土 日、 日 曜 休 及 曜	他 その	日 び 日 土 日、 日 曜 休 及 曜	日 曜	日 曜	他 その	日 び 日 土 日、 日 曜 休 及 曜	日 曜	日 曜	他		
二、六〇	〇円 三、一二	〇〇円 九九、〇	八〇〇円 一一八、	〇円 二、六〇	〇円 三、一二	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円		
三、五〇	〇円 四、二〇	〇〇〇円 一三三、	四〇〇円 一五八、	〇円 三、五〇	〇円 四、二〇	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円		
六、一〇	〇円 七、三二	〇〇〇円 二二二、	二〇〇円 二七七、	〇円 六、一〇	〇円 七、三二	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円		
三、五〇	〇円 四、二〇	〇〇〇円 一三三、	四〇〇円 一五八、	〇円 三、五〇	〇円 四、二〇	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円		
七、〇〇	〇円 八、四〇	〇〇〇円 二六四、	八〇〇円 三二六、	〇円 七、〇〇	〇円 八、四〇	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円		
八、八〇	六〇円 一〇、五	〇〇〇円 三三〇、	〇〇〇円 三九六、	〇円 八、八〇	六〇円 一〇、五	〇円	六〇円	〇円	〇円	〇円		

場 駐車	広 天 場 平							2 控室					他
	日	日及	土曜	日、	日曜	他	その	日	日及	土曜	日、	日曜	
午前零時から午前八時までの駐車にあつては一時間以内につき百円、午前八時から翌日の午前零時までの駐車にあつては三十分以内につき百円とする。	その他	一平方メ					二、六〇				〇円	三、一二	〇円
	一トルにつき、五	一平方メ					三、五〇				〇円	四、二〇	〇円
	一トルにつき、一	一平方メ					六、一〇				〇円	七、三二	〇円
	一トルにつき、一	一平方メ					三、五〇				〇円	四、二〇	〇円
	一トルにつき、一	一平方メ					七、〇〇				〇円	八、四〇	〇円
	一トルにつき、二	一平方メ					八、八〇				六〇円	一〇、五	〇円
	一トルにつき、一	一平方メ											

注

1 「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

2 午後九時三十分を超えて延長して使用する場合は、三十分につき「全日」における使用料の額の百分の六に相当する額とする。

3 2の場合のほか、知事は、この表に定める使用区分にかかわらず、この表に定める使用区分の前後に接続する時間について使用区分に係る時間と合わせて、又は使用区分に係る時間を区切って使用させることができる。この場合の使用料は、六十分につき「全日」における使用料の額の百分の十に相当する額とする。

4 天平広場の使用料は、専用して使用する場合に限り、徴収する。

5 駐車場の使用料は、駐車する時間が二十四時間以内につき千円を上限とする。

イ 設備等及びその使用料

規則で定める設備等について当該規則で定める額

(2) 知事は、特別の理由があると認めるときは、(1)の使用料の全部又は一部を免除することができることとした。

(3) 既納の使用料は、還付しないこととした。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでないこととした。

2 指定管理者に行わせることができる業務の範囲等

ア 1の施設、設備等の使用の承認に関する業務

イ 条例の規定による施設、設備等の使用の承認の取消し等に関する業務

ウ コンベンションセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）

の收受等に関する業務

3 利用料金

(1) コンベンションセンターの管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、施設、設備等の使用者は、利用料金を指定管理者に支払わなければならないこととした。

(2) 利用料金の額は、1の(1)に定める使用料の額を超えない範囲内において、あらかじめ知事の承認を受けて指定管理者が定めるものとすることとした。

(3) 指定管理者は、利用料金をその収入として收受するものとする事とした。

(4) 指定管理者は、知事の定めるところにより、利用料金の全部又は一部を免

除することができることとした。

(5) 既納の利用料金は、還付しないこととした。ただし、知事の定めるところにより、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでないこととした。

4 利用料金の額の定め

条例の施行の日以後の利用料金の額の定めは、同日前においても、条例の規定による使用料の額を超えない範囲内において、行うことができることとした。

5 その他所要の規定の整備を行うこととした。

6 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇奈良県自動車駐車場条例の一部を改正する条例

1 題名の改正

題名を「奈良県自動車駐車場及び奈良県自動車乗降場条例」に改めることとした。

2 駐車場及び乗降場の名称及び位置の追加

(1) 駐車場として、奈良上三橋自動車駐車場を大和郡山市上三橋町に設置することとした。

(2) 乗降場として、奈良公園バスターミナルを奈良市登大路町に、奈良高畑自動車乗降場を奈良市高畑町に設置することとした。

3 使用料の還付

既納の使用料は、還付しないこととした。ただし、知事が特別の必要があると認めるときは、この限りでないこととした。

4 使用料

(1) 駐車場又は乗降場を使用しようとする者は、次の表に掲げる使用料を納付しなければならないこととした。

ア 駐車場及び乗降場を使用する場合（乗合型自動車に限る。）

駐車場	乗降場	
		使用料（一日当たりの 駐車場への駐車一回及

奈良上三橋自動車駐車場		奈良公園バスターミナル		び乗降場への入場一回又は二回につき)
奈良高畑自動車乗降場		奈良公園バスターミナル		
奈良高畑自動車乗降場		奈良高畑自動車乗降場		二、〇〇〇円
奈良高畑自動車乗降場		奈良公園バスターミナル		三、〇〇〇円
奈良高畑自動車乗降場		奈良高畑自動車乗降場		二、五〇〇円

注 知事は、この表に定めるもののほか、乗客が知事が定める区域に宿泊する場合においては、奈良高畑自動車駐車場又は奈良大仏殿前自動車駐車場の連日使用（午前零時までに入場し、当該入場した日の翌日以後に退場することをいう。以下同じ。）をさせることができる。この場合の使用料は、奈良公園バスターミナルを使用する場合にあっては二千五百円、奈良高畑自動車乗降場を使用する場合にあっては二千円とする。

イ 乗降場のみを使用する場合（乗合型自動車に限る。）

乗降場		使用料（入場一回又は二回につき）
奈良公園バスターミナル		
奈良高畑自動車乗降場		
奈良公園バスターミナル		二、〇〇〇円
奈良高畑自動車乗降場		一、五〇〇円

ウ 駐車場のみを使用する場合

(ア) 乗合型自動車

駐車場	使用料（一回につき）	備考
-----	------------	----

奈良高畑自動車駐車場	二、〇〇〇円	連日使用をする場合に限り。
奈良大仏殿前自動車駐車場	二、〇〇〇円	連日使用をする場合その他特別の必要があると知事が認める場合に限る。

(イ) 普通自動車、小型自動車及び軽自動車(自動二輪車を除く。)

駐車場	使用料(一日一回につき)
奈良高畑自動車駐車場	一、〇〇〇円
奈良大仏殿前自動車駐車場	一、〇〇〇円
奈良登大路自動車駐車場	一、〇〇〇円

注 奈良県の休日を守る条例に規定する県の休日を除き、奈良登大路自動車駐車場における二時間未満の駐車に係る使用料は、無料とする。

(ウ) 自動二輪車及び原動機付自転車

駐車場	使用料(一日一回につき)
奈良高畑自動車駐車場	三〇〇円

(2) (1)による使用料の納付は、前納とすることとした。ただし、知事が定める場合には、後納することができるとした。

5 その他所要の規定の整備を行うこととした。

6 施行期日等

- (1) 平成三十一年四月十三日から施行することとした。
- (2) 関係条例について、所要の規定の整備を行うこととした。
- (3) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の一部を改正する条例

- 1 教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例の追加
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、知事が管理し、及び執行することとする事務に文化財の保護に関する事務を追加することとした。
- 2 施行期日等
 - (1) 平成三十一年四月一日から施行することとした。
 - (2) その他所要の経過規定を置くこととした。
 - (3) 関係条例について、所要の規定の整備を行うこととした。

◇奈良県森林環境整備促進基金条例

- 1 積立て
基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とすることとした。
- 2 管理
 - (1) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこととした。
 - (2) 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができることとした。
- 3 運用益金の処理
基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるほか、基金に編入するものとするものとした。
- 4 処分
基金は、その設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限

り、予算の定めるところにより処分することができることとした。

5 繰替運用

知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。

6 その他

この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めることとした。

7 施行期日

平成三十一年四月一日から施行することとした。